

在留邦人の皆様へ

2016年3月16日

大使館からのお知らせ
補欠選挙に伴う在外選挙の実施について
(平成28年4月)

衆議院議員補欠選挙（北海道第5区及び京都府第3区）

衆議院北海道第5区及び京都府第3区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方はこちら。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>)

1. 補欠選挙の対象区

● 衆議院北海道第5区：札幌市厚別区，江別市，千歳市，恵庭市，北広島市，石狩市，北海道石狩振興局管内

● 衆議院京都府第3区：京都市伏見区，向日市，長岡京市，乙訓郡

2. 投票することができる方

● 上記1の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3. 在外選挙の日程

○ 告 示 日：平成28年4月12日（火）（予定）

○ 在外公館投票日：平成28年4月13日（水）（予定）

○ 日本国内の投票日：平成28年4月24日（日）（予定）

4. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るにはこちら。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>)

在外公館投票

投票日時：4月13日（水）午前9時30分から午後5時まで（予定）

投票場所：在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館及び領事事務所など

持参すべき書類：（1）在外選挙人証 （2）旅券等の身分証明書

在外公館投票を実施する公館：こちらをご覧ください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>)

郵便等投票

（1）上記1.に記載されている市区町村のうち、ご自身が登録している市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同

封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[こちらからダウンロードしてください](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html)（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>）。

（２）投票用紙が送られてきたら、補欠選挙の告示日の翌日（４月１３日の予定）以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

（３）国内投票日の４月２４日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後８時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後３か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市町村選挙管理委員会にお尋ねください。

在ナイジェリア日本大使館

領事班

TEL：（２３４－９）４６１－２７１３（代）

メールアドレス：visanigeria@la.mofa.go.jp